文化芸術振興費補助金

令和９年度助成対象活動募集案内（本冊）

舞台芸術等総合支援事業

メニュー名	募集対象となる活動期間
公演創造活動（分冊１）	令和９年４月１日～令和１０年３月３１日
国際芸術交流（分冊２）	
芸術家等人材育成（分冊３）	

全メニューに共通する事項は「本冊」に記載しています。必ずご確認ください。

学校巡回公演は別途、募集を行っています。

《助成金交付要望書の提出期間》

令和８年１０月３０日(金)10：00～11月１２日(木)17：00

※提出方法は、各分冊をお読みください。

令和８年１０月

独立行政法人日本芸術文化振興会

目　　次

舞台芸術等総合支援事業の目的と仕組み　・・・・・・・・・・　３

事業の流れ～応募相談から事後評価まで～　・・・・・・・・・　４

助成制度の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

各メニューの内容／助成の対象となる活動・分野／助成の対象となる団体／
助成金の額

応募に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

応募できない活動／他の助成事業等への重複応募・重複助成／
地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について／助成対象活動の公表／
提出された情報の提供範囲・使用目的／
文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）について
「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
ハラスメント防止対策の実施／暴力団等排除に関する誓約／不正行為等に係る処分

要望書の作成・提出に当たっての留意事項　・・・・・・・・・　１３

要望書の提出者／活動内容の記入に当たって／要望書作成・提出時の確認事項／
提出受付期間・受付方法・お問合せ先

助成対象活動決定に係る審査の仕組みと評価の実施　・・・・・　１５

審査の仕組み／審査基準／審査結果の通知／
プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の配置／
評価について

採択決定（内定）後の手続について　・・・・・・・・・・・・　１７

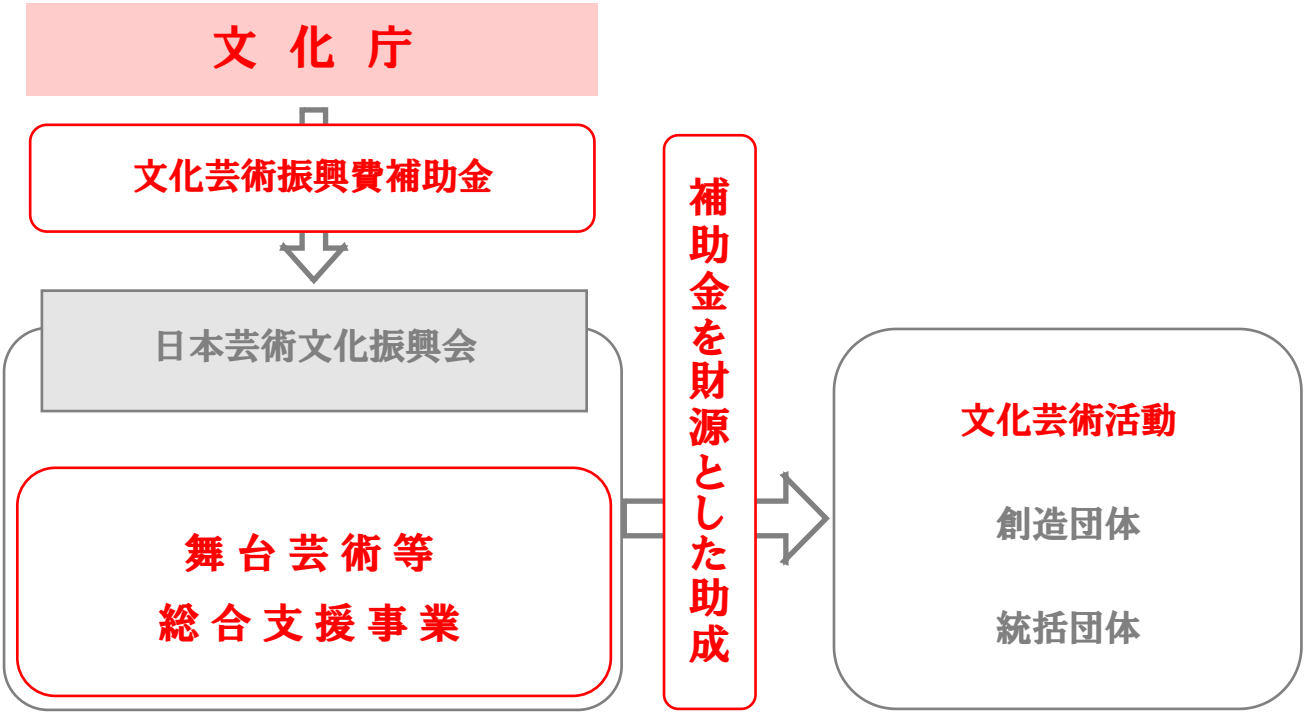
助成金の交付に係る審査後の手続／助成対象活動の経理／
関係書類の保管／会計調査／広報等への協力／
シンボルマーク及び助成事業名等の広報物への掲載

関連資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

文化芸術振興費補助金による助成金交付の基本方針　２０
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱　２２
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱取扱細則　２８
独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）　３０
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律　３１
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）　３７

舞台芸術等総合支援事業の目的と仕組み

本事業は、国からの補助金（文化芸術振興費補助金）を財源とし、複数の支援メニューから構成される、舞台芸術等を対象とした事業です。

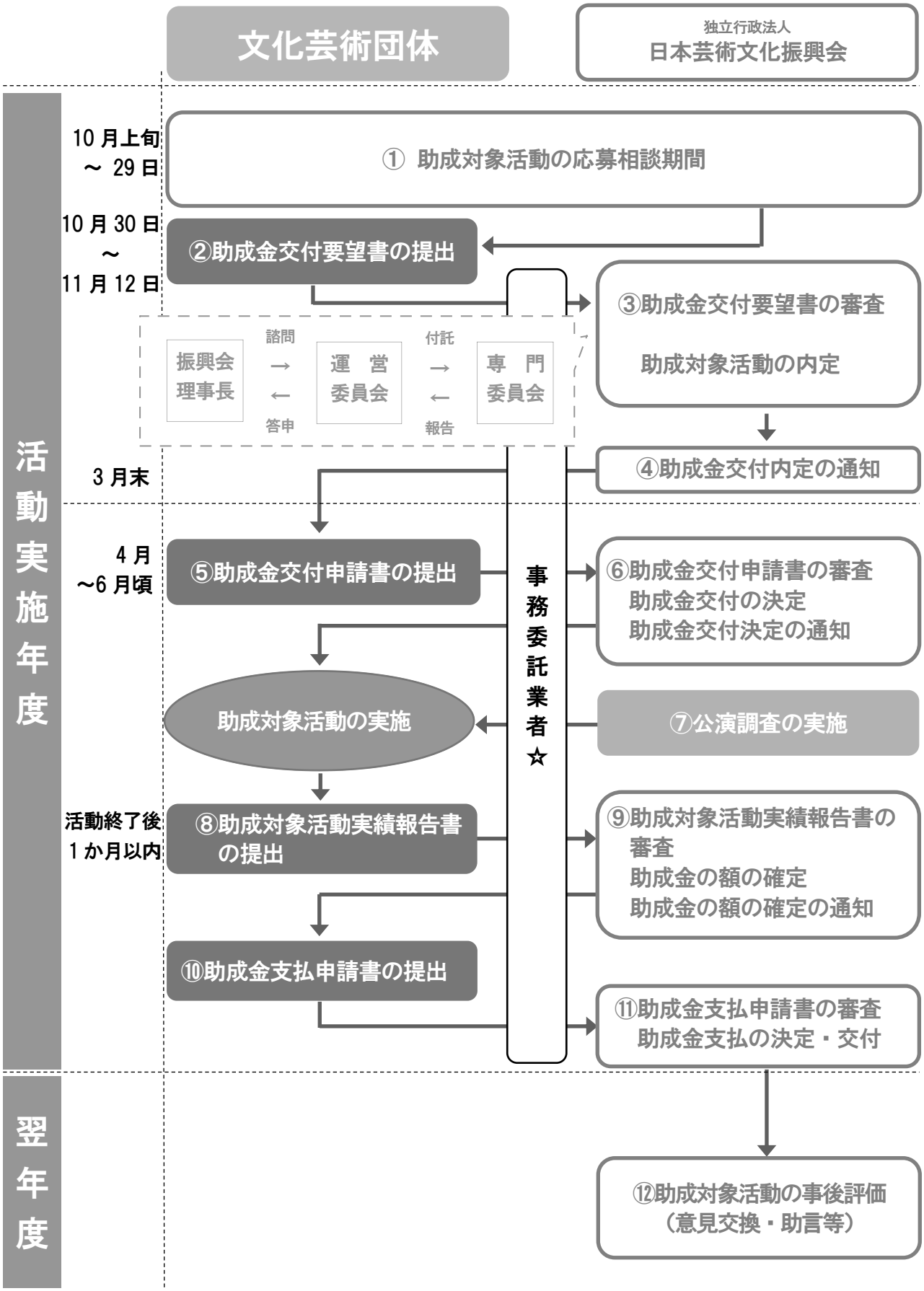


≪助成の対象となる各メニュー≫

メニュー名	詳細（分冊）	担当課
公演創造活動	分冊1	企画部　基金・助成事務局 芸術活動助成課
国際芸術交流	分冊2	
芸術家等人材育成 （旧：次代の文化を創造する新進芸術家育成事業）	分冊3	企画部　基金・助成事務局 文化振興助成課
学校巡回公演 （旧：文化芸術による子供育成推進事業（巡回公演事業））	別途、公募	企画部　基金・助成事務局 地域文化助成課

◎過去の採択実績は振興会ウェブサイトで紹介しています。　https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/results/

事業の流れ～応募相談から事後評価まで～



☆本助成事業は、事務委託業者に書類受付等事務の一部を委託しています。

項　　目	時　　期	内　　容
①　助成対象活動の応募相談期間	令和8年 10月上旬 ～ 10月29日	助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）や助成金交付要望書の応募手続についてはウェブサイトでご案内します。お電話またはお問合せフォーム、オンラインにて受け付けます。 期間外の相談は受け付けておりません。
②　助成金交付要望書の提出	令和8年 10月30日10:00 ～ 11月12日17:00	助成金の交付を希望する団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）を提出してください。
③　助成金交付要望書の審査 助成対象活動の内定	～令和9年3月	提出された要望書の内容を審査し、助成対象活動及び交付しようとする額を内定します。
④　助成金交付内定の通知	令和9年3月末	助成対象活動に内定した団体（以下「内定者」という。）に対して交付内定通知書により通知します（振興会ウェブサイトでも公表）。不採択となった団体に対しても審査結果を通知します。
⑤　助成金交付申請書の提出	令和9年4月～6月頃 所定の期間内に 速やかに	内定者が内定を受諾した場合、助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）を提出してください。
⑥　助成金交付申請書の審査 助成金交付の決定 助成金交付決定の通知	申請書受理後 速やかに	申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、内定者に交付決定通知書により通知します。
⑦　公演調査の実施	活動実施日	実施される助成対象活動の一部について、当振興会のプログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）及び専門委員等が公演の調査を行います。
⑧　助成対象活動実績報告書の提出	活動終了後 1か月以内	助成対象活動終了後1か月以内に助成対象活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出してください。
⑨　助成対象活動実績報告書の審査 助成金の額の確定 助成金の額の確定の通知	実績報告書 提出後	実績報告書の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められるときは、助成金の額を確定し、確定通知書により通知します。
⑩　助成金支払申請書の提出	額の確定通知 受取後	額の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金支払申請書を提出してください。
⑪　助成金支払申請書の審査 助成金支払の決定・交付	助成金支払申請書 提出後	助成金支払申請書の審査の後、助成対象者に対して助成金を交付します。
⑫　助成対象活動の事後評価	令和10年5月以降	助成対象活動について、公演等調査・実績報告書等の内容に基づき、意見交換・助言等を行います。

助成制度の仕組み

本事業は、国の令和9年度予算要求に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況により、内容変更や規模縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、ご応募ください。
内容変更等が生じた場合、書類の再提出や追加提出を求めることもありますので、ご承知おきください。

各メニューの内容

本事業を構成する各メニューの概要は以下のとおりです。詳細は、各メニューの分冊を参照ください。

≪各メニューの概要≫

1. **公演創造活動**（分冊1）

文化芸術団体が行う優れた公演創造活動を支援することを通じて、我が国の文化芸術を牽引するトップレベルの文化芸術団体を育成し、舞台芸術の水準向上を図るとともに、より多くの国民へ優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

2. **国際芸術交流**（分冊2）

文化芸術団体が国内外で実施する舞台芸術の公演活動を支援することを通じて、我が国の文化芸術団体の芸術水準の向上と国際発信力の強化を図り、我が国の国際的なプレゼンスの向上に寄与する。

3. **芸術家等人材育成**（分冊3）

文化芸術団体等が行う、新進芸術家等に対する舞台公演・展覧会等の実践機会や研修機会を提供する活動を支援することを通じて、次代を担い、創造性豊かな新進芸術家、制作スタッフ及び舞台技術者等といった文化芸術に関わる専門家等を育成する。

4. **学校巡回公演**　※別途募集を行っているため、本募集案内では取り扱いません。

全国の小学校・中学校等においてトップレベルの文化芸術団体による巡回公演を行うことを通じて、将来を担うすべての子供たちの豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに、文化的な地域格差の解消を促進する。

助成の対象となる活動・分野

我が国の文化芸術団体が令和9年（2027）4月1日から令和10年（2028）3月31日の期間に自ら主催して行う活動が助成対象となります。年度をまたぐ活動は対象となりません。対象となる分野、ジャンルは次の表のとおりです。

分野	ジャンル
音楽	オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む）吹奏楽 室内楽（古楽を含む） その他（音楽分野の可能性を拡大させる活動を含む）
舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 その他（舞踊分野の可能性を拡大させる活動を含む）
演劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル その他（演劇分野の可能性を拡大させる活動を含む）
伝統芸能	歌舞伎 人形浄瑠璃 能楽 邦楽 邦舞 雅楽 声明 その他（伝統芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）
大衆芸能	落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 その他（大衆芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）
美術、メディア芸術、複数分野に及ぶもの	※本分野は「芸術家等人材育成」のみ対象

助成の対象となる団体

応募に当たっては団体が次表記載の要件を全て充たしている必要があります。1つでも不足している場合、助成の対象となりませんので注意してください。「✓」欄は、要件に当てはまるかを確認するためにご活用ください。

国からの補助金を財源とする助成事業である「舞台芸術等総合支援事業」の趣旨、及び芸術文化振興基金の運用益等による助成事業との役割分担、団体運営の安定性・透明性を求める意図から、本事業による助成の対象となる団体には法人格を有することを必須とします。

※「法人格を有する」とは、設立登記が完了している法人を指します。（みなし法人は含みません）

≪創造団体≫

対象メニュー：公演創造活動、国際芸術交流、芸術家等人材育成

✓	応募に当たって必要な要件
	我が国の文化芸術団体であること。
	文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があること。
	監事・監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施していること。
	（公演創造活動・複数年計画支援の応募団体のみ） 監事・監査役等による会計監査を実施していること。
	法人格を有する文化芸術団体で、以下のいずれかの要件を充たしていること。
	① 一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人
	② 特定非営利活動法人(NPO法人)
	③ 上記①②以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の実演家・芸術家等によって構成される団体

≪統括団体≫

対象メニュー：芸術家等人材育成（統括団体として応募する場合）

✓	応募に当たって必要な要件
	我が国の文化芸術団体であること。
	複数の文化芸術団体または実演芸術にかかわる実演家やその創造・指導・制作にかかわる専門のスタッフが所属する全国的な団体及び職能組織であること。
	職能組織の定款・規約等に下記4つのうち2つ以上の目的・事業を掲げていること。 （ア）芸能・芸術の向上　（イ）技能・技芸の向上 （ウ）経済的・社会的地位の向上　（エ）後継者の育成・指導者の育成
	監事・監査役等による会計監査を実施していること。
	法人格を有すること。

助成金の額

助成金の額及び助成対象経費はメニューにより異なります。経費の考え方、各区分の助成対象経費の詳細等については、各メニューの分冊を参照してください。なお、事業予算の制約上、助成対象経費の合計額満額が助成されるとは限りません。

なお、助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。P.23を参照）等に基づき助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがあります。

応募に当たっての留意事項

応募できない活動

本事業の各メニューで異なりますので、分冊を参照ください。

他の助成事業等への重複応募・重複助成

同一の活動（一定期間に同一会場、同一内容等で実施される活動）について、原則として本事業の各メニューと当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁の補助事業と重複応募することはできません。また、国の行政機関の委託費等が支出される活動を応募することはできません。

重複応募できない事業の例は以下のとおりです（変更・追加等が発生する場合があります。）。

- ○ 芸術文化振興基金※
- ○ 舞台芸術等総合支援事業の他のメニュー
- ○ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
- ○ 文化芸術創造拠点形成事業

※舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）に応募する団体は、異なる活動であっても芸術文化振興基金（舞台芸術・美術等の創造普及活動）による助成事業には応募できません。

※独立行政法人国際交流基金の助成事業については、同一の活動であっても例外的に重複応募は可能ですが、重複して助成を受けることはできません（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

また、同一の活動について、応募団体とは異なる主催者が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合についても、日程及び内容が重複する活動は応募することができません（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

例えば、本事業に応募している活動を共催者である劇場・音楽堂等が「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」に応募し、文化芸術団体が「舞台芸術等総合支援事業」に応募した場合は、重複応募に当たります。

なお、文部科学省・文化庁の補助事業等の中には、制度上、本事業との重複助成の取り扱いが異なるものもあります。重複助成の可否については事業ごとに異なりますので、必ず応募を予定している事業の募集要項等をご確認ください。文化庁の助成事業について、詳しくは文化庁のウェブサイト（https://www.bunka.go.jp/）をご覧ください。

【独立行政法人国際交流基金（海外事務所含む）と共催する活動について】

独立行政法人国際交流基金（海外事務所（日本文化会館等）含む）と共催する活動については、助成対象活動に含めることができます（実施にあたっての協力（広報等）を得る活動についても同様です）。ただし、独立行政法人国際交流基金側で支出負担する経費を本事業の助成対象経費とすることはできません。

上記の独立行政法人国際交流基金により助成を受ける場合とは取り扱いが異なりますので、ご留意ください。

地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について

地方公共団体の補助金・助成金等や、民間の助成団体からの助成金、企業からの協賛金等の交付を受ける活動は助成の対象となりますが、要望書の所定の欄に必ずその旨を記入してください。

ただし、他の助成金等により特定の経費が賄われる場合（例：会場費の全額助成）は、当該経費について重複して本助成金の助成対象経費とすることはできません。

助成対象活動の公表

本助成事業の採択一覧（助成対象活動名、団体の名称、助成金交付予定額等）を振興会ウェブサイト等で公表するほか、助成対象活動の概要、及び実績報告についても公表することがあります。

提出された情報の提供範囲・使用目的

当振興会に提出された要望書等に記載された情報（個人情報を含む）は、当振興会において、以下の目的の範囲で使用するほか、文化庁事業の広報等を目的として文化庁にも提供されます。

① 助成事業の適正な執行のために必要な連絡
② 事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます。）
③ 助成事業の効果の検証及び検証結果の公表（団体及び個別の活動は特定されません。）
④ その他助成事業の遂行

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）について

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、令和4年7月に同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表しました。

また、令和4年度からは、ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう「芸術家等実務研修会」を実施し、個人で活動する芸術家等及びその発注者の立場になる方が適正な契約関係構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修会等を実施しています。

事業の実施に当たっては、これらを参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めていただきますようお願いします。

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】概要
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/pdf/94128001_01.pdf

【特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の施行に伴う「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の改訂（令和 6 年 10 月 29 日）】
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94127901.html

【芸術家等実務研修会の実施】
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和 5 年法律第 25 号。以下「法」という。）が令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布され、法は令和6年11月1日に施行されました。

⑴発注事業者としてフリーランスの芸術家・実演家等との間で業務委託等の取引を行う場合に、以下の対応が義務化されています。

・書面等により取引条件を事前に明示している。

・報酬支払期日の設定を行い、期日内に支払いを行っている。
（原則として物品等を受領した日または役務の提供を受けた日から 60 日以内）
・取引相手の選定に係る募集情報は最新の内容を正確に表示している。
・ハラスメントを防止するための体制を整備している。

⑵一定期間以上の期間行う業務を委託する場合、以下の対応も義務化されています。

・フリーランス法で定める以下 7 つの禁止行為を行っていない。

1. 受領拒否　フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。
2. 報酬の減額　フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。
3. 返品　フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。
4. 買いたたき　委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。
5. 購入・利用強制　フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。
6. 不当な経済上の利益の提供要請　自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。
7. 不当な給付内容の変更・やり直し　フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、給付の内容を変更させたり、受領後にやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。

・育児や介護などと業務の両立に配慮している。
・中途解除などにあたり、適切に事前予告と理由の開示を行っている。

法の内容等については、以下をご確認ください。

◆内閣官房
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）等に係る取組について　https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/index.html

◆公正取引委員会
フリーランス法サイト　https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/
フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組　https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

◆中小企業庁
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_freelance.html

◆厚生労働省
フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

ハラスメント防止対策の実施

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するために、必要な措置（以下参照）を講じることが法令等により義務づけられています。

1. 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発
・ハラスメントにあたる行為の内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、団体内および関係者に周知・啓発すること。
・ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則等の文書に規定し、団体内および関係者に周知・啓発すること。
2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
・相談窓口をあらかじめ定め、団体内および関係者に周知すること。

・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

3. ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

・事実関係を迅速かつ正確に確認すること

・事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。

・事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。

・再発防止に向けた措置を講ずること（事実が確認できなかった場合も同様）。

4. 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、団体内および関係者に周知すること。

・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、団体内および関係者に周知・啓発すること。

ハラスメント防止対策は、雇用者のみならず、フリーランス等との関係でも同様の対応が求められていますので、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の遵守状況を確認される際にも併せてご確認ください。

詳細は、以下のホームページ等でご確認ください。

◆厚生労働省　職場におけるハラスメントの防止のために

（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワー・ハラスメント）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

助成金交付要望書の提出にあたっては、団体の組織運営体制や財務、活動環境が、助成金の交付を受ける団体として適切であることを確認するため、「組織運営等に関する自己申告書」（以下「自己申告書」という。）をご提出いただきます。

自己申告書の記載内容は審査に反映されますので、各記述欄には取組状況を具体的に記述してください。

暴力団等排除に関する誓約

助成金交付要望書の提出にあたっては、活動の実施期間内及び完了後の将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」と言う。）に、団体あるいはその構成員が該当あるいは関与するものでないこと、事業内容等に法令に違反する行為がないこと、その他助成金の交付を受ける団体として不適当な行為を行う者でないことを誓約いただきます。

不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の罰則が科されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は2年間、それぞれ応募することができません。詳しくは交付要綱（P. 23）をご覧ください。

助成金の不正受給防止については、文化庁より「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」が公表されています。併せてご参照ください。

【芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

要望書の作成・提出に当たっての留意事項

要望書の提出者

要望書の提出は、助成金の交付を受けようとする活動を実施する主催者（当該活動の資金面での責任を持つ者）が行ってください。1つの活動が複数の主催者（共催）により実施される場合でも同様に、当該活動を統括する者が要望書を提出してください（資金面での責任を負っていない制作会社等は主催者となりません。）。チラシ、プログラム等の印刷物に当該活動の主催者であることを明記することが必要です。

なお、要望書提出後の主催者の変更は認められませんのでご注意ください。

活動内容の記入に当たって

応募時に提出した要望書に基づいて審査が行われますので、提出後変更が生じることのないよう、活動内容について十分検討の上、作成してください。毎年、活動内容が「未定」のものや記入内容が不十分なものが見受けられます。見込み段階の内容や状況、今後の活動内容の決定過程等を可能な限り記載してください。特に、企画意図の記述が抽象的で不明確な活動は、審査基準に照らして不採択となる可能性がありますので、必要事項を具体的、かつ、簡潔に記入するようにしてください。

また、助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、交付要綱等に基づき助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、要望書作成段階から詳細な計画立案に努めてください。

要望書作成・提出時の確認事項

要望書の提出に当たっては、事前に以下の項目を必ず確認してください。

（1）要望書の提出方法や必要書類は、メニューごとに異なりますので、以下「提出期間・方法」及び各メニューの「分冊」をご確認ください。所定の方法以外による提出（紙媒体による要望書の郵送、メール送付、FAX等）や、受付期間を過ぎての提出は認められません。

（2）要望書の様式は、メニューごとに異なります。応募するメニューの様式を使用してください。なお、令和8年度募集とは様式が異なっておりますので、必ず最新の様式を使用してください。適切でない様式で提出された場合、受け付けることはできません。

（3）一旦提出された書類については修正や再提出を行うことはできません。また、基本的に補正を求めることはしませんので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。

（4）提出した要望書様式等については、必ずデータ提出した原本を保管するようにしてください。なお、提出された要望書様式等は返却、差し替え等はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

（5）印刷すると文字が見切れてしまうものが見受けられますので、提出前に印刷をするなど、適切に書類が作成されているかを確認してください。

（6）不備や空欄の多い状態で提出された要望書は、受付ができない場合があります。

（7）要望書・自己申告書、その他提出書類に事実と異なる記載があった場合、内定・交付の取消となる場合があります。

提出受付期間・受付方法・お問合せ先

１．提出受付期間

すべてのメニューの提出受付期間は以下のとおりです。（締切厳守）

令和８年 10 月 30 日（金）10：00 ～ 11 月 12 日（木）17：00

２．受付方法・お問合せ先

各メニューの要望書受付方法やお問合せ先は下表のとおりです。詳細は、各メニューの分冊を参照してください。

要望書の記入等についてご不明な点がある場合は、以下のお問合せ先にご相談ください。電話受付時間は、午前１０時～午後５時です（正午～午後１時、ならびに土・日・祝を除く。）。

オンラインによる応募相談も承ります（要事前予約）。以下のウェブサイトからお申込みください。

令和9年度事業募集ウェブサイト https://www.ntj.jac.go.jp/grant/bosyuu/2026/

メニュー名	受付方法	お問合せ先
公演創造活動	**舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）事務局へ提出** 日本芸術文化振興会 助成事業ウェブサイト【舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）】（https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/applicant/04/）内の「助成金交付要望書受付フォーム（公演創造活動）」よりアップロードしてください。	独立行政法人日本芸術文化振興会 基金・助成事務局　芸術活動助成課 お問合せフォーム： https://618dcdfb.form.kintoneapp.com/public/6364578915f9664876625547d4d14935e2b4636a2c0c2ff5564b0d294c22f4c6 Tel： （音楽）050－1754－5995 （舞踊）050－1754－5986 （演劇）050－1754－5988 （伝統芸能・大衆芸能）050－1754－5989
国際芸術交流	**舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）事務局へ提出** 日本芸術文化振興会 助成事業ウェブサイト【舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）】（https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/applicant/05/）内の「助成金交付要望書受付フォーム（国際芸術交流）」よりアップロードしてください。	独立行政法人日本芸術文化振興会 基金・助成事務局　芸術活動助成課 お問合せフォーム： https://618dcdfb.form.kintoneapp.com/public/6364578915f9664876625547d4d14935e2b4636a2c0c2ff5564b0d294c22f4c6 Tel： （国際）050－1754－6154
芸術家等人材育成	**芸術家等人材育成事務局へ提出** shinshin@aforce-international.com	芸術家等人材育成事務局 E-mail: shinshin@aforce-international.com Tel: 080－7965－7937 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金・助成事務局　文化振興助成課　第2係

助成対象活動決定に係る審査の仕組みと評価の実施

審査の仕組み

応募のあった活動については、振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の採択について諮問します。これを受けて運営委員会から専門委員会へ調査・審議を付託します。専門委員会において助成対象活動が選定され、運営委員会に報告されます。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ、当該年度の助成対象活動と助成金の額が決定されて、振興会理事長に答申されます。



審査基準

審査基準は助成対象活動の決定に係る審査・公演等調査・事後評価等の全てにおいて評価の基準となる重要な事項になりますので、必ずご確認ください。本事業の目的達成や、文化芸術団体の健全な組織運営、自律的・持続的な発展を促すことを目的として、企画内容に対する審査を基本としながら、それに加えて、団体の組織運営の透明性や適正性（運営体制、財務、活動環境等）、活動実績の観点も考慮に入れることとしています。

各メニューの審査基準については、分冊の「審査基準」のページをご覧ください。

審査結果の通知

応募された活動の審査結果については、採否にかかわらず令和9年3月末を目途に通知する予定です。また、採択一覧（助成対象活動名、団体の名称、助成金交付予定額等）を振興会ウェブサイト上で公表します。

プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の配置

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する」こととされました。

また、『文化芸術推進基本計画（第1期）』（平成30年3月6日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術の支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る」こととされ、『文化芸術推進基本計画（第2期）』（令和5年3月24日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する適切な配分機能等のアーツカウンシル機能を強化する。そのために必要なプログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）を適切に配置する」こととされました。

これらに基づき、当振興会では、助成事業がより一層有効・適切に実施されるよう、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能、映画、文化施設、調査研究の各分野において、PD・POを配置し、その専門的な知見を生かして、助言、審査、事後評価及び調査研究等の充実に取り組んでいます。

PD・POは、文化芸術団体から応募のあった各活動について、内容や経費について調査・分析を行い、審査を行う運営委員会に対し、専門的な視点から情報提供を行うほか、文化芸術団体との意見交換や芸術団体への助言等も行っています。

評価について

助成対象となった活動のうち、国内で実施される公演等については、専門委員や当振興会の職員等が公演調査を行う場合があります。また、助成を受けた団体は、自己評価を行っていただき、評価結果を記載した実績報告書を当振興会に提出していただきます。

上記の公演調査結果や提出いただいた実績報告書等に基づき、助成対象活動が、採択に当たり期待された成果について企画どおりに実現されていたかどうか、活動終了の翌年度に運営委員会で審議し、振興会が事後評価を行うとともに、意見交換・助言を行う予定です。なお、評価の方法や対象等については毎年度見直しを行っており、また、メニューごとに異なっていますので、詳細は採択後に事務局にお問い合わせください。

採択決定（内定）後の手続について

助成金の交付に係る審査後の手続

【活動開始前】

（1） 助成金交付申請書の提出（令和9年4月～6月頃）

採択の決定（助成金の交付内定）を受けた団体がこれを受諾した場合には、申請書を所定の期間内に振興会に提出する必要があります。振興会は、申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付決定をし、交付決定通知書により当該団体に通知します。

【活動終了後】

（2） 助成対象活動実績報告書の提出（活動終了後1か月以内に提出）

助成の交付決定を受けた団体は、助成対象活動完了後、原則として1か月以内に実績報告書を振興会に提出する必要があります。

振興会は、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により当該団体に通知します。

なお、実績報告書を提出する際には、助成対象経費に係る請求書、契約書、銀行振込明細書及び領収書等、実際に経費を支払ったことが確認できる証拠書類の写しを併せて提出する必要があります。

（3） 助成金の交付（支払）

助成金の額の確定後に、助成金支払申請書を受けて、助成対象団体名義の口座に銀行振込にて助成金を支払います（個人の口座は原則不可）。

（4） 事後評価の実施

助成を受けた活動は、PD・PO、専門委員等による公演等調査の結果や団体が助成対象活動終了後に提出する実績報告書等の内容に基づき、評価を行います。

助成対象活動の経理

助成対象活動実績報告書提出時には、助成対象経費に計上している全ての経費について、令和9年度（2027年4月1日～2028年3月31日）に自ら支払った経費であることを証明する書類（請求書、領収書、銀行振込明細書の写し等）の提出が必要となります。

なお、助成対象経費の支払が確実に行われていることを明らかにする観点から、支払は原則として銀行振込にて行ってください。

関係書類の保管

助成を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び銀行振込明細書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず控え（データ提出の場合はその原本）を保管してください。

関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに助成金の返還を求めることがあります。

会計調査

助成対象活動について、当振興会の職員が団体を訪問して助成対象活動の収入・支出（助成対象外経費を含む）に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。また、本助成事業は国からの補助金を財源に実施していることから、助成対象活動は会計検査院による検査の対象となります。

広報等への協力

当振興会の活動に関する広報協力や、助成事業による効果の検証のためのアンケート等への協力を依頼することがあります。

シンボルマーク及び助成事業名等の広報物への掲載

助成金交付内定を受けた活動の実施に際して作製するチラシ、ポスター、プログラム等には、必ず「文化庁シンボルマーク」を表示するとともに、「文化庁文化芸術振興費補助金」「舞台芸術等総合支援事業（各メニュー名）」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会」と記載してください。

表示は必ず交付内定後に行ってください。年度当初に活動を実施する場合等、スケジュールの都合により印刷物への表示が難しいときは、ウェブサイトや公演当日配布物等の交付内定後に対応可能なものに対して表示を行ってください。

また、**チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物には、当該活動の主催者であることを明記してください。**

○ シンボルマークの表示色

【カラー】プロセスカラーの場合　シンボルマーク：M100%＋Y100%、ロゴ：K100%

特色の場合　シンボルマーク：DIC F240、ロゴ：K100%

【モノクロ】カラー印刷でロゴを強調させないデザインの場合など　シンボルマーク：K70%、ロゴ：K100%

【単色の場合】背景色にかかわらず、黒、白のみ使用可

○ シンボルマークの使用マニュアル及び画像データは、文化庁ウェブサイトからダウンロードしてください。
（https://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/）

【表示例】

助成： **文化庁文化芸術振興費補助金（舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動））**
｜独立行政法人日本芸術文化振興会

助成： **文化庁文化芸術振興費補助金（舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流））**
｜独立行政法人日本芸術文化振興会

助成： **文化庁文化芸術振興費補助金（舞台芸術等総合支援事業（芸術家等人材育成））**
｜独立行政法人日本芸術文化振興会

Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
Japan Arts Council

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan
Japan Arts Council

関連資料

◇資料1　文化芸術振興費補助金による助成金交付の基本方針・・・・・・・・・・・・・20

◇資料2　文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・22

◇資料3　文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱取扱細則・・・・・・・・・・・28

◇資料4　独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

◇資料5　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・31

◇資料6　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）・・・・・37

資料1

文化芸術振興費補助金による助成金交付の基本方針

平　成　２　３　年　６　月　２　３　日
芸術文化振興基金運営委員会決定
平　成　３　０　年　４　月　１　日　改　訂
平　成　３　１　年　４　月　１　日　改　訂
令　和　６　年　４　月　１　日　改　訂
令　和　７　年　９　月　２　２　日　改　訂

文化芸術振興費補助金（以下「補助金」という。）による助成は、以下の基本方針により行うものとする。

（助成目的）

1. 補助金による助成は、我が国の文化芸術団体等の芸術水準の向上や国際発信力の強化、文化芸術の鑑賞機会の充実等を主な目的とし、これらに資すると認められる創造性・芸術性の高い実演芸術の活動、新進芸術家等の育成に資する活動、劇場・音楽堂等の機能強化等に資する活動、優れた日本映画の製作活動、多様な文化芸術活動を対象として実施する。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。

対象となる者は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能その他の芸術文化活動を主たる目的とする団体、複数の文化芸術団体若しくは実演芸術に関わる実演家やその創造・指導・制作に関わる専門のスタッフが所属する全国的な団体（以下「統括団体」という。）、劇場・音楽堂等を設置する者若しくはその運営者、又は映画の製作活動を主たる目的とする団体とし、一定の要件を充たすものについて対象とする。

（助成対象活動）

2. 補助金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、芸術文化　活動又は劇場・音楽堂等の機能強化等に資する活動に要する経費に対し、定額の助成金を交付する。

助成金の交付を通じ、我が国の芸術水準や国際的なプレゼンスの向上等に資すると認められる創造性・芸術性の高い実演芸術の実現、新進芸術家等の活躍、劇場・音楽堂等の機能強化、優れた日本映画の製作又は鑑賞機会の充実など適切な助成効果が得られるよう配慮するものとする。

ただし、芸術文化団体等の自主性については、十分尊重されなければならない。

3. 補助金による助成は、多様な芸術文化活動や劇場・音楽堂等の機能強化に資する活動を対象に行う必要があるが、次のような活動に対して適切に配慮する。

（1）我が国の芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動
（2）新たな創作活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）や伝統的な音階や技法を用いた新作公演等意欲的な公演活動
（3）大型公演、通年の定期公演、共同制作公演等相当規模以上の公演活動
（4）我が国の芸術水準と国際的プレゼンスの向上に資することが期待される、海外公演、海外との共同制作、国内で行われる国際フェスティバル
（5）次代を担い、創造性豊かな新進芸術家や舞台技術者、アートマネジメント人材等を育成するための実践機会や研修機会を提供する活動
（6）我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上、地域コミュニティの創造と再生、活性化を図るための活動
（7）我が国の優れた映画の製作活動を奨励し、映画の振興を図るための日本映画の製作活動
（8）多くの人々の鑑賞機会の充実や、統括団体等による活動拠点の形成促進を通じた文化芸術の広範な普及等を図るための活動

（国・地方公共団体・民間等との連携）

4. 補助金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の取組み等を尊重し、共同し、又は分担するなどの連携を図りつつ効果的に実施する。

その際、補助金の助成は、同一の芸術文化活動に対して芸術文化振興基金の助成並びに 他の文化庁の助成と重複して行わないこととする。

（その他）

5. 補助金による助成に当たっては、芸術文化活動の実態に応じて、効果的な運用に努める。

具体的には、芸術文化活動の審査・評価及び意見交換等を通じて、その自律的・持続的な発展のための伴走支援に資するものとする。

6. 採択手続きの透明化を図るため、採択された活動、助成金の額及び専門委員氏名について公表するものとする。

附 則

（適用期日）

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

（適用期日）

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

（適用期日）

この方針は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年9月22日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

（適用期日）

この方針は、令和7年10月1日から適用する。

資料2

文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱

平成23年 4月 1日
改正 平成24年 9月14日
改正 平成26年 6月30日
改正 平成28年 3月23日
改正 平成28年 6月21日
改正 平成30年 4月 1日
改正 平成30年 5月22日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 元年 9月27日
改正 令和 3年 7月11日
改正 令和 5年 2月16日
改正 令和 5年 4月 1日
改正 令和 5年12月22日
改正 令和 7年 4月 1日
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

（趣旨）

第1条 この要綱は、文化芸術振興費補助金による助成金（以下「助成金」という。）の交付について、団体の活動に対する援助を適正に実施するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（助成の対象となる活動、経費等）

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

（1） 舞台芸術等総合支援事業
（2） 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
（3） 日本映画製作支援事業
（4） その他、前年度から繰り越した事業

2 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別に定める。

（助成金交付要望書の提出）

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第1号）及び消費税等仕入控除税額予算書（別紙）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

（助成金交付要望書を提出することができない者等）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲については別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第6条の2第1項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第6条の2第3項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第17条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間

文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱（令和6年3月29日）第4条の表の左欄に掲げるもの	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）により応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間

（助成対象活動の内定及び通知）

第4条　理事長は、第3条の規定による助成金交付要望書を受理したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

（間接助成金）

第4条の2　助成対象者のうちの地方公共団体は、活動を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等で構成される団体であり、かつ代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに活動実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに助成対象活動の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2　この要綱において、「間接助成金」とは前項の規定に基づき交付される給付金を、「間接助成対象活動」とは間接助成金の交付の対象となる活動を、「間接助成対象者」とは間接助成金の交付の対象となる者をいう。

（交付要望の取下げ）

第5条　前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2　前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

（事情変更による内定の取消し等）

第6条　理事長は、助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるときを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2　理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

（不正等による助成金の交付内定の取消し）

第6条の2　理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1)　助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合

(2)　助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(3)　内定者が、他の活動について助成金又は芸術文化振興基金助成金（第17条第1項第5号において「基金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。

(4)　その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2　前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3　前2項の規定による処分をした場合については、第7条第4項の規定を準用する。

（交付申請書の提出）

第7条　内定者は、第4条の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに附された条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第4号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2　内定者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）

に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3　理事長は、第1項に定める期日までに、助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には、第4条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。

4　理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付内定取消し通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

（交付の決定及び通知）

第8条　理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2　理事長は、前項の交付決定を行うに当たって、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金交付申請がなされたものについては、当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第9条　理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附すことができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条　第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第7号）により申請を取り下げることができる。

2　前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3　前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条　理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるときを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2　理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

（計画の変更の承認）

第12条　助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第8号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第9号）により、助成対象者に通知するものとする。

3　理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

（助成対象活動の中止又は廃止の承認）

第13条　助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

2　理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第11号）により、助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）

第14条　助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

（助成対象活動実績報告書の提出）

第15条　助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2　助成対象者は、前項に規定する助成対象活動実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

3　理事長は、第1項に定める期日までに、助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には、第8条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

4　理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知）

第16条　理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第15号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正）

第16条の2　助成対象者は、前条において助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第22条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

（助成金の交付決定の取消し）

第17条　理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定（第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。）の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1)　助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合

(2)　助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合

(3)　助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(4)　助成対象者が、第22条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(5)　助成対象者が、他の活動について助成金又は基金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。

(6)　その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2　前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第8条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3　前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4　前3項の規定による処分をした場合については、第15条第4項の規定を準用する。

（助成金の返還）

第18条　助成対象者は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成対象活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

2　理事長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4　第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

（公開による収益状況の報告）

第19条　助成対象者は、助成事業により製作された映画の公開による収益状況を、理事長に報告しなければならない。

（公開による収益の納付）

第19条の2　理事長は、助成事業により製作された映画を公開した日から5年の間に、当該映画の公開により相当の収益が生じた場合には、助成対象者に対し、助成金交付額を限度としてその収益に相当する額の全部又は一部を振興会に納付することを命ずることができる。

2　理事長は、前条の規定による収益状況の報告を受理したときは、その内容を審査のうえ、納付すべき額が生じたと認めるときは納付すべき額を、納付すべき額が生じないと認めるときはその旨を、それぞれ収益納付額確定通知書（様式第16号）又は同通知書（様式第17号）により、助成対象者に通知するものとする。

3　前条及び前2項に定めるもののほか、公開による収益の納付に関し必要な事項は別に定める。

（加算金及び延滞金）

第20条　助成対象者は、第17条第1項及び第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10．95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2　第18条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10．95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3　理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（経理等）

第21条　助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。

2　助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（調査等）

第22条　理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2　理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3　助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

（助成対象者が地方公共団体である場合の助成金調書）

第23条　助成対象者が地方公共団体である場合は、当該助成対象活動に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式第18号）を作成しなければならない。

（助成対象者が地方公共団体である場合の間接助成金交付の際に付すべき条件）

第24条　助成対象者が地方公共団体である場合において、助成対象者は間接助成対象者に助成金を交付するときは、本要綱第12条から第22条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（その他）

第25条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（適用期日）

第1条　この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附　則（平成24年9月14日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

1　この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

2　改正後の第3条の2の規定は、助成金交付内定取消し通知書若しくは助成金交付決定取消し通知書若しくは芸術文化振興基金助成金交付要綱におけるこれらに相当する通知書により通知した日又は文化庁が応募制限を行った日が平成23年4月1日よりも前である者に対しては、適用しない。

附　則（平成26年6月30日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附　則（平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成28年6月21日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附　則（平成30年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成30年　4月　1日から施行する。

附　則（平成30年　5月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成30年　5月22日から施行する。ただし、第4条の2及び第24条については、平成30年4月　1日から適用する。

附　則（平成31年　4月　1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成31年　4月　1日から施行する。

附　則（令和　元年　9月27日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　元年　9月27日から施行する。

附　則（令和　3年　7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　3年　7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附　則（令和　5年　2月16日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　5年　2月16日から施行し、令和5年2月6日より適用する。

附　則（令和　5年　4月　1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　5年　4月　1日から施行する。

附　則（令和　5年12月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　5年12月22日から施行する。

附　則（令和　7年　4月　1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和　7年　4月　1日から施行する。

資料3

文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱取扱細則

平成23年4月　1日
改正　平成28年3月23日
改正　令和　3年7月11日
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

（通則）
第1条　文化芸術振興費補助金による助成金（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

（助成金交付要望書を提出することができない者の範囲）
第1条の2　交付要綱第3条の2に規定する「これと実質的に同一と認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。
（1）交付要綱第3条の2の規定により要望書を提出することができないこととなった期間において、要望書を提出することができない者である法人等の業務執行役員（一般社団法人及び一般財団法人以外の団体にあっては、これに該当する役員をいう。以下同じ。）であった者が新たに業務執行役員として就任した法人等。この場合において、業務執行役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。
（2）要望書を提出することができない法人等の役員であった者が役員として3分の2以上を占める法人等。この場合において、役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。

（助成金交付申請書の提出期限）
第2条　交付要綱第7条第1項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第4条第1項に規定する助成金交付内定通知を行った日から3か月以内とする。

（交付決定の条件）
第3条　交付要綱第9条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。
（1）助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
（2）助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
（3）助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
（4）助成対象活動に係る収入及び支出（予算及び決算）を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること。
（5）助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
（6）前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会に納付すること。
（7）助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
（8）助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
2　理事長は、交付要綱第8条第1項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。
3　理事長は、第1項の交付の条件に加え、当該事業年度の4月1日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

（計画の軽微な変更）
第4条　交付要綱第12条第1項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。
（1）交付要綱第7条第1項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の20%を超えない額の変更（20%を超える金額の変更であっても、その金額が10万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合。
（2）交付要綱第 7 条第 1 項に規定する助成金交付申請時における活動の内訳毎に配分された額のいずれか低い額の20%を超えない額の相互間流用（20%を超える金額の変更であっても、その金額が10万円に満たない場合の変更を含む。） をする場合。
（3）助成対象活動の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合。
（4）天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響による計画の変更に伴い、助成金交付申請時における助成対象経費総額を変更又は助成金交付申請時における活動の内訳毎に配分された額の相互間流用をする場合。

（実績報告書の提出期限）

第5条　交付要綱第15条第1項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日（助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

附　則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和　3年7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、令和　3年7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

資料4

独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）（平成14年12月13日法律第163号）

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

（振興会の目的）

第3条　独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第14条　振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ　芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ　文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

（芸術文化振興基金）

第16条　振興会は、第14条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第2条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第11項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第5条第2項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第17条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第14条第1項第1号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：令和7年6月1日（令和四年法律第68号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一　補助金

二　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三　利子補給金

四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2　この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3　この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4　この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5　この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6　この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7　この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条　各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2　補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条　補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条　補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適

正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取引げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条　補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2　間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条　各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2　各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第十四条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2　第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章　補助金等の返還等

（決定の取消）

第十七条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2　各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3　前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4　第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（加算金及び延滞金）

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

（理由の提示）

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

（行政手続法の適用除外）

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（不服の申出）

第二十五条　補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2　各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3　前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の実施）

第二十六条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2　国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3　前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（電磁的記録による作成）

第二十六条の二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）

第二十七条　他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十九条　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条　第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二　法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三　第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条　前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2　国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附　則　抄

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2　この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる

資料6

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正：令和7年4月1日政令第158号

（補助金等の交付の申請の手続）
第三条　法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　補助事業等の目的及び内容
三　補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
四　交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
五　その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
一　申請者の営む主な事業
二　申請者の資産及び負債に関する事項
三　補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
四　補助事業等の効果
五　補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
六　その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項
3　第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）
第四条　各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。
2　補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。
一　基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
二　基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
三　基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
四　前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（事情変更による決定の取消ができる場合）
第五条　法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）
第六条　法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。
一　補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
二　補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
2　前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）
第七条　各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）
第八条　法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。
（補助金等の返還の期限の延長等）
第九条　法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2　補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。
3　各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
4　補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。
5　別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（加算金の計算）
第十条　補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
2　法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）
第十一条　法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）
第十二条　第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

（処分を制限する財産）
第十三条　法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
一　不動産
二　船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク
三　前二号に掲げるものの従物
四　機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
五　その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）
第十四条　法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合
二　補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合
2　第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（不服の申出の手続）
第十五条　法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。
2　各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
3　各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。